

各所属所長 様

一般財団法人埼玉県教職員互助会事務局長

令和5年度末退職者に係る退職慰労金の請求手続について

退職慰労金は、(一財)埼玉県教職員互助会の会員期間が継続して10年以上の場合に支給対象となります。支給金額は、継続会員期間が10年以上20年未満の場合10,000円、20年以上の場合15,000円です。

該当者のいる所属におかれましては、下記のとおり手続していただきますようお願いいたします。

記

1 請求方法

「退職慰労金請求書」を(一財)埼玉県教職員互助会ホームページからダウンロードし、必要項目を記入し、所属所長経由で提出してください。その際、請求日及び証明日は、令和6年3月31日以降としてください。

なお、時効は事由発生日から3年となります。

2 支給予定日

令和6年5月15日(水)までの受理分 … 令和6年6月21日(金)

上記以降の受理分 … 毎月15日締め翌月21日支給

※短期給付受取口座(医療費等の受取口座)に送金しますので、振込完了まで口座を解約しないでください。

※様式第1号による退職・転出等の報告が遅れると、支給が遅れる場合もありますので、御了承ください。

3 留意事項

(1) 会員期間とは、資格取得日の属する月から資格喪失日の前日の属する月までとなります。

(2) 他共済組合(市教委・知事部局等)・他支部(他県)等へ転出する場合は会員資格の喪失になりますので、転出時に退職慰労金の請求が可能です。再度、会員となった場合、転入した年から起算し、会員期間が10年以上継続すると、改めて請求が可能です。

(3) 退職後1日もあけず再任用・臨時的任用職員・任期付職員・短期組合員に決定し、会員資格が継続する場合、退職慰労金の請求は任期終了後に請求してください。

※退職慰労金請求書提出後、再任用・臨時的任用職員・任期付職員・短期組合員に決定した方については、速やかに福利課短期給付担当まで連絡してください。

(4) 過去に知事部局など教育局以外の部局に5年以上在籍したことがある方は、埼玉県職員互助会の退会給付金が請求できる可能性があります。詳細については、埼玉県総務事務センターヘルプデスク(048-830-7680)にお問合せください。

★(一財)埼玉県教職員互助会ホームページ

<https://www.gojo-saitama.jp/>の様式ダウンロード→採用・退職・転出→退職慰労金請求書

担当：福利課短期給付担当

電話：048-830-6696